

## 注 文 書

- 1 契約番号 2026000150
  
- 2 件 名 管理下水 古川師山下水浄化センター脱水汚泥運搬  
業務（その1）
  
- 3 場 所 大崎市古川師山字丈競 地内
  
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  
- 5 別添書類
  - (1) 特記仕様書
  - (2) 参考内訳書
  
- 6 担 当 課 大崎市上下水道部 下水道施設課

管理下水 古川師山下水浄化センター脱水汚泥運搬業務（その1） 特記仕様書

この仕様書で「甲」とは委託者、「乙」とは受託者をいう。

（仕様書の適用範囲）

第1条 本仕様書は、管理下水 古川師山下水浄化センター脱水汚泥運搬業務（その1）に関する業務に適用する。

（運搬先等）

第2条 乙は、古川師山下水浄化センター（以下「浄化センター」という。）から排出する汚泥を太平洋セメント(株)大船渡工場まで運搬するものとする。

運搬先住所：岩手県大船渡市赤崎町字跡浜 21-6

（搬送日）

第3条 搬送日は、甲の定める搬送計画によるものとする。

（一般事項）

第4条 本業務の実施にあたっては、乙は甲と緊密な連絡を取りながら行わなければならない。

（積み置き）

第5条 やむを得ず積み置きする場合は、脱水汚泥をホッパーより運搬車輛に積み置きし、浄化センターの汚泥処理（脱水）に支障をきたさないようにしなければならない。

（積載時の確認）

第6条 乙は、車両 1 台毎に積載量等について、甲の確認を受けなければならない。

（運搬車両）

第7条 浄化センター脱水汚泥ホッパー室等に入車可能車輛とし、運搬車輛は 10t 車以下で、臭気対策等を施した天蓋密閉車輛とする。

ただし、浄化センターから敷玉橋までの堤防は大型車両の通行が制限されている為、新江合運動公園から志田橋まで鳴瀬川河川敷を通行するものとする。

（必要許可証）

第8条 乙は、宮城県知事及び岩手県知事が交付する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項（昭和 45 年法律等 137 号）の許可を受けた者であることを証する「産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得していなければならない。

（表示）

第9条 運搬車両等の両側面には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令一部を改正する政令（平成 16 年政令第 296 号）に準じて、表示を行うこと。

(委託金額)

第10条 委託金額は1 t 当りの運搬費とする。

(代金の支払方法)

第11条 代金の支払方法については、月払いとする。

(内容変更)

第12条 本仕様書内容等に変更が生じた場合は、両者協議するものとする。

(暴力団等の排除)

第13条 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

2 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

3 この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

(地元企業の活用)

第14条 本業務における一部下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。

(被災者等の雇用)

第15条 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

(長期継続契約の該当について)

第16条 本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

(1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。

- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

注意確認事項

今回、見積る入札金額は（・3・5）年度の（・総）額とする。





第 1 号

明 細 書

脱水汚泥運搬車運搬

長  
巾  
高

立  
米  
平  
此

一金 円也 (1 t 当金 円也) 1 t 当たり

| 名 称       | 品 種                         | 形状寸法 |            | 員数 | 単位<br>数量 | 単位             | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 適 用                              |
|-----------|-----------------------------|------|------------|----|----------|----------------|-----|-----|-----|----------------------------------|
|           |                             | 長    | 厚(末口)<br>巾 |    |          |                |     |     |     |                                  |
| 脱水汚泥運搬車運搬 | 運搬距離<br>140km10t積・<br>天蓋密閉車 |      |            |    |          | m <sup>3</sup> | 1.0 |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     | 単位体積重量<br>1.1 t / m <sup>3</sup> |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
|           |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |
| 合 計       |                             |      |            |    |          |                |     |     |     |                                  |